

# 経営事項審査の項目及び基準の改正について

## I 経営事項審査の受付方法について

青森県知事許可業者の経営事項審査申請は、郵送又は電子申請システムにより受付します。

経営事項審査を希望する方は、提出書類等の詳細について青森県建設業ポータルサイト内「経営事項審査」ページに掲載している、「経営事項審査申請の手引き（令和8年4月改正）」又は「経営事項審査申請の手引き（電子申請用）」を御確認の上、監理課宛てに書類等を郵送又は電子申請して下さるようお願いいたします。

## II 経営事項審査の制度改正（令和8年7月1日改正）について

経営事項審査の審査項目の改正について、令和8年7月1日以降に申請される経営事項審査から適用されます。（参考資料1）

※令和8年6月30日までの経営事項審査は、現行（改正前）の審査項目により行いますので御注意ください。

### 1 改正の背景

- (1) 建設業界が直面する深刻な担い手不足
- (2) 災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押し
- (3) 建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

### 2 改正内容

- (1) 「**建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度**」の宣言状況について加点項目として追加（5点）（**審査基準日が宣言日以降**であり、**宣言書**と**誓約書**が提出されている場合に加点）

#### ア 宣言書

国土交通省の「**建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度ポータルサイト**」にログインし、入力・登録します。登録後、「宣言書」の写しを印刷して提出します。

#### イ 誓約書（様式第7号）

宣言書に記載した取組内容について、取組開始日以降に確実に「行う/行っている」ことを誓約する書面です。（参考資料2）

- (2) 「**建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況**」の加点配分の見直し（最大15点→10点）

- (3) 「**建設機械の保有状況**」の**加点対象となる建設機械の対象拡大**

ア 「**不整地運搬車**」（労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車）

イ 「**アスファルト・フィニッシャ**」（自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載がある大型特殊自動車）

- (4) 「**社会保険加入に関する評価項目**」の削除

ア 雇用保険の加入状況

イ 健康保険の加入状況

ウ 厚生年金保険の加入状況

を「その他の審査項目（社会性等）」から削除

### Ⅲ 経営事項審査の再審査について

令和8年7月1日から経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、改正前の審査基準で青森県の審査の結果通知を受けている方は、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、令和8年10月28日（水）まで、改正に係る事項について再審査を申立てることができます。

#### 1 再審査対象項目

- (1) 国土交通省の「**建設技能者を大切に**する企業の自主宣言制度」の宣言状況
- (2) 「**建設機械の保有状況**」の加点対象となる**建設機械**の追加

#### 2 再審査の申立て受付期間

改正の施行日（令和8年7月1日）から120日以内 **※令和8年10月28日（水）必着**

#### 3 再審査の対象者

令和8年7月1日改正前の経営事項審査の基準による経営事項審査結果通知書をお持ちの方が対象です。

ただし、再審査申立ての時点で審査基準日から1年7か月以内であるものに限りです。

なお、再審査の申立てにより経営事項審査の有効期限が延長されるものではありません。

#### 4 受付方法及び審査手数料

郵送による受付（「**経営事項審査再申請**」と朱書きしてください。）

審査手数料は無料

#### 5 提出書類

①～④は正・副1部ずつ、⑤～⑦は1部提出してください。

①経営規模等評価再審査申立書（様式第25号の14）

②その他の審査項目（社会性等）

③建設機械の保有状況表（対象機械追加の場合のみ提出）

④「建設技能者を大切に

する企業の自主宣言制度」に関する宣言書と誓約書（「有」の場合のみ提出）

⑤前回受審の経営事項審査結果通知書の写し

⑥前回受審の経営事項審査申請書（本人控）の写し

⑦返信用封筒（180円切手貼付）

#### 6 留意事項

- ・再審査対象項目以外の項目を変更して再審査を受けることはできません。
- ・今回の改正において、再審査の受審は基本的に**任意**です。入札参加資格申請をしている国、県、市町村等の各発注機関の取扱いについては、各発注機関へ御確認ください。
- ・記載例を参考にして作成してください。（参考資料3）

## IV その他留意点について

### 建設技術センターで確認を受ける際の提出書類について

- (1) 技術職員名簿の技士補の取扱いについて
  - ・ 1級技士補のみでは記載できません。
  - ・ 技士補の資格に加えて「主任技術者要件を満たす資格（監理技術者資格など）」の保有が必要となります。（例：主任技術者の資格があれば「コード005」）
  - ・ 技士補+（資格取得後からの）実務経験であれば、経審コード表を参照し、1\*、1○が記載している業種で記載可能です。
- (2) 雇用保険資格喪失届について
  - ・ 原本から直接コピーし、縮小、拡大はしないでください。
  - ・ 審査基準日以降に退職している場合、資格喪失確認通知書の写しを提出してください。
  - ・ 雇用から1年経過せずに退職している場合、有期ではなかったことの証明が必要となり離職票などの提出を求められることがあります。
  - ・ 個人番号（マイナンバー）記載部分には、必ず黒塗りをしてください。
- (3) 社会保険標準報酬決定通知書について
  - ・ 審査基準日以降に退職している場合、社会保険喪失確認通知書の写しを提出してください。
  - ・ 通知書が一覧表の場合で職員の人数が20名以上いる場合、通知書氏名横に名簿の通番を記載してください。
  - ・ 被保険者の記号、番号には必ず黒塗りをしてください。
- (4) 技術職員資格の写しについて
  - ・ 前年度と同一の資格で有効期間の定めがないものは提出不要です。
  - ・ 監理技術者資格者証は、審査基準日時点で表裏ともに有効期限内（5年更新）か確認してください。（特に裏面）
  - ・ 勤務先が変わったなど記載事項に変更がある場合は、建設業技術者センターで所定の手続きをし、変更後のものを提出してください。
- (5) 若年新規について
  - ・ 審査対象年内（当期事業年度開始の日の直前1年間）の該当者であるか確認してください。
- (6) 実務経験証明書の記入方法について
  - ・ 原則として、1行ごとに片落として（1か月分除いて）計算してください。
  - ・ 経験年数について、実際に従事した工事に関し実務経験年数を記載してください。

# 経営事項審査の主な改正事項 (令和8年7月1日施行)

## 1. 経営事項審査の改正の視点

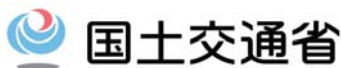
(1) 経営事項審査の審査点への影響

## 2. 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

(1) 「『建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度』の宣言の有無」の新設  
※「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し

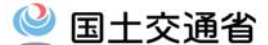
(2) 「建設機械の保有状況」の改正内容(W7)

(3) 「社会保険加入に関する評価項目」の削除(改正前:W1-1~W1-3)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 1. 経営事項審査の改正の視点



令和8年7月1日以降の申請で適用

### 改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを実施。

### ① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、  
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

**『建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度』の宣言状況について加点項目として追加(5点)**

(審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点)

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し

### ② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで  
災害対応力強化を図ることが必要

**加点対象機械の拡大**

(「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を追加)

### ③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、  
令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

**社会保険加入に関する審査項目を削除(各項目-40点)**

(W1-1:雇用保険、W1-2:健康保険、W1-3:厚生年金保険の加入有無に関する減点項目を削除)

# 1 - (1) 経営事項審査の審査点への影響

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 本改正に伴い、その他審査項目(社会性等)の最低点ならびに総合評定値の最低点が変更となる。

項目区分		審査項目	最高点/最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	最高点:2,073点 最低点:▲788点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1+0.15X2+0.20Y+0.25Z+0.15W$	最高点:2,159点 最低点:163点	

# 2. 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 『建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度』の宣言の有無に関する評価項目の新設。  
※あわせて「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し。
- 「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大。
- 「雇用保険の加入状況」「健康保険の加入状況」「厚生年金保険の加入状況」に関する評価項目の削除。

### 〈改正前〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/-120
①雇用保険の加入状況	0/-40
②健康保険の加入状況	0/-40
③厚生年金保険の加入状況	0/-40
④建退共の加入状況	15/0
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
⑥法定外労災制度の加入状況	15/0
⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-210

削除

### 〈改正後〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/0
①建退共の加入状況	15/0
②退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
③法定外労災制度の加入状況	15/0
④若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑤知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑥ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10/0
⑧「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況(既存の9機種他に加点対象を拡大)	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-90

配点見直し

新設

拡大

## 2- (1) 『建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度』の宣言の有無(新設)

※「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し

令和8年7月1日以降の申請で適用

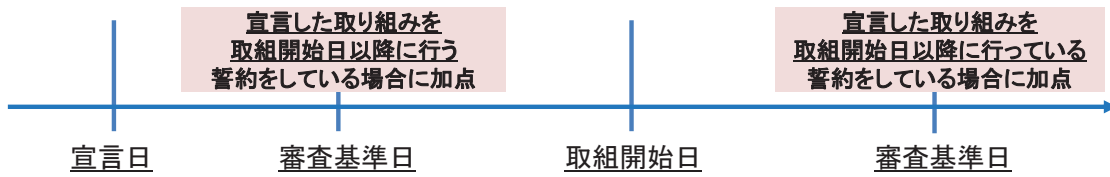
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にしている企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」の宣言状況を評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

### 【加点措置の要件】

- 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

### 【誓約内容】

- 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

## 2- (2) 「建設機械の保有状況」の改正内容(W7)

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
- 今般、現在の加点対象機械に加え、災害時における一定の活用実績が確認され、かつ、令和6年能登半島地震において活用実績が確認された「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を評価することとした。

### 現行

特定自主検査

製造時検査又は性能検査

自動車検査

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン  
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ  
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)



### 追加

不整地運搬車



・土砂の運搬等

アスファルト・フィニッシャ



・道路舗装

〈参考〉: 加点評価の方法: 保有する建設機械の台数に応じて最大15点(14台以上保有する場合)の評価

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)の加入が追加された。
- 建設業許可の更新期間が5年であることから、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなる。
- したがって、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、建設業者の申請事務効率化の観点も踏まえ、審査対象項目から削除することとした。

### W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

#### W1-1~W1-3

項目	評点
雇用保険の未加入(W1-1)	-40
健康保険の未加入(W1-2)	-40
厚生年金保険の未加入(W1-3)	-40



審査項目から削除

様式第 7 号

(用紙 A4)

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において令和 年 月 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第 27 条の 26 第 1 項に定める国土交通大臣または都道府県知事及び一般社団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

年 月 日

住所  
商号又は氏名  
代表者氏名

申請区分  (A.取り組みを行う。B.取り組みを行っている。)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

## 記載要領

- 1 「行う/行っている」については、不要のものを消すこと。
- 2 「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A.取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B.取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)  
20001

~~経営規模等評価申請書~~  
~~経営規模等評価再審査申立書~~  
~~総合評定値請求書~~

令和 年 月 日

~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~  
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~  
~~建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

**再審査申立の場合はここを抹消**

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請代理人 \_\_\_\_\_ 印

地方整備局長  
北海道開発局長  
青森県 知事 殿

申請者 \_\_\_\_\_

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01 令和 年 月 日	令和 年 月 日	15- 20

申請時の許可番号	02 大臣 知事 コード 国土交通大臣 許可 ( 般 ) 第 号 令和 年 月 日
----------	---

**再審査提出時において有効な許可を記載**

前回の申請時の許可番号	03 大臣 知事 コード 国土交通大臣 許可
-------------	------------------------

審査基準日	04 令和 年 月 日
-------	-------------

**「4」を記載**

申請等の区分	05
--------	----

**再審査提出日現在の許可状況を記載**

法人又は個人の別	07 (1.法人) (2.個人) (千円)
----------	-----------------------

商号又は名称のフリガナ	08
-------------	----

商号又は名称	09
--------	----

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10
-----------------	----

代表者又は個人の氏名	11
------------	----

主たる営業所の所在地市区町村コード	12
-------------------	----

主たる営業所の所在地	13
------------	----

郵便番号	14	電話番号	10 15 20
------	----	------	----------

土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

許可を受けている建設業	15	(1.一般) (2.特定)
-------------	----	---------------

**前回の申請と同一**

経営規模等評価等対象建設業	16
---------------	----

前回の申請と同一

項番

自己資本額 (千円) (1. 基準決算) (2. 2期平均)

利益額 (2期平均) (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 (千円)	営業利益 (千円)
減価償却実施額 (千円)	減価償却実施額 (千円)

技術職員数 (人)

登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種別別完成工事高、工事種別別元請完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

前回の結果通知書の真ん中「行政庁記入欄」の番号「XX-XXXXXX」を記入

旧結果通知書の通知年月日（※結果通知書の右上に表示）を記入

経営状況調査計画の再審査の申立を行う者について平仮に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
令和8年7月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

この内容を記載

連絡先

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		前回の申請と同一	
建設業退職金共済制度加入の有無	4 1 3 [1.有、2.無]		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 2 3 [1.有、2.無]		
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 3 3 [1.有、2.無]		
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 4 3 [1.該当、2.非該当]	技術職員数(A) (人)	若年技術職員数(B) (人) / 若年技術職員の割合(B/A)
新規若年技術職員の育成及び確保	4 5 3 [1.該当、2.非該当]		新規若年技術職員数(C) (人) / 新規若年技術職員の割合(C/A)
CPD単位取得数	4 6 3 5 10 (単位)	技術者数 11 15 (人)	
技能レベル向上者数	4 7 3 5 (人)	技能者数 9 10 (人)	控除対象者数 15 20 (人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	4 8 3 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	4 9 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 0 3 [1.ユースエール認定、2.非該当]		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 1 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]		
建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無	5 2 3 [1.有、2.無]	改正の内容を反映<様式第7号の添付が必要>	
建設業の営業継続の状況		前回の申請と同一	
営業年数	5 3 3 5 (年)	初めて許可(令和 年 月 日) / 等期間	備考(組織変更等)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 4 3 [1.有、2.無]	再生手続又は更生手続開始決定日(令和 年 月 日)	再生計画又は更生計画認可日(令和 年 月 日)
		再生手続又は更生手続終結決定日(令和 年 月 日)	
防災活動への貢献の状況			
防災協定の締結の有無	5 5 3 [1.有、2.無]		
法令遵守の状況			
営業停止処分の有無	5 6 3 [1.有、2.無]		
指示処分の有無	5 7 3 [1.有、2.無]		
建設業の経理の状況			
監査の受審状況	5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]		
公認会計士等の数	5 9 3 5 (人)		
二級登録経理試験合格者等の数	6 0 3 5 (人)		
研究開発の状況			
研究開発費(2期平均)	6 1 3 5 10 (千円)	審査対象事業年度(千円)	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度(千円)
建設機械の保有状況		改正の内容を反映<所有を証する契約書等及び動作を保証する自動車検査証記録事項又は特定自主検査記録表が必要>	
建設機械の所有及びリース台数	6 2 3 5 (台)		
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		前回の申請と同一	
エコアクション21の認証の有無	6 3 3 [1.有、2.無]		
ISO9001の登録の有無	6 4 3 [1.有、2.無]		
ISO14001の登録の有無	6 5 3 [1.有、2.無]		